

氏名（本籍）	下司 優里（高知県）
学位の種類	博士（障害科学）
学位記番号	博甲第 7132 号
学位授与年月	平成26年 8月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	カナダ・オンタリオ州における精神薄弱者の処遇問題の成立と展開

主査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	岡 典子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	四日市 章
副査	筑波大学准教授	Doctor of Rehabilitation	八重田 淳

論文の内容の要旨

（目的） 本研究は、今日、多様性の受容を国是とする多民族国家カナダが、独立後間もない19世紀後半から第二次世界大戦前までの時期において、人間の差異に対していかなる認識をもち、どのような対応を行ってきたのかを究明しようとするものである。この目的に照らして、本研究では、とくに当時の欧米諸国において社会的排除や分離処遇の主たる標的とされた精神薄弱者(the feeble-minded)に焦点をあて、他国からの情報やモデルを選択的に摂取しつつ、カナダ独自の精神薄弱者施策の方向性を模索した過程を究明する。

（対象と方法） 検討の対象地域としてオンタリオ州を設定する。理由は、19世紀末時点の住民構成あるいは地理的条件からみて、同州がカナダを代表する州であったこと、さらに精神薄弱者への福祉的・教育的対応に関して国内で先駆的役割を担っていたことによる。対象時期は、同州で精神薄弱者への対応が政策的課題として提起される19世紀後半から、精神薄弱者福祉・教育が一応の確立をみる1930年代までとする。方法は文献研究である。主な史資料として、州調査官報告、施設報告、教育省報告、州教育協会関係機関誌、各団体議事録ならびに精神薄弱問題関係者の著書・論文等を用いる。

（結果および考察） 国家の独立から第二次世界大戦前までのカナダ・オンタリオ州において、精神薄弱者の処遇問題が成立、展開していく過程は、議論のうえではイギリスやアメリカ合衆国をはじめとする諸外国の動向や、国内外の精神薄弱問題専門家・各運動団体の主張による影響を強く受けていたが、こうした議論が施設や学級の実態に及ぼした影響は限定的であり、実際の対処は各機関の責任者や調査官の意向によるところが大であった。

同州において、最初期に精神薄弱問題を牽引した人物のひとりである医師のH.マクマーチーは、20世紀初頭のカナダにおいて精神薄弱者の処遇を社会問題として成立させたことに加え、国内における精

神薄弱者の窮状と英米の精神薄弱脅威論とを結びつけることで、精神薄弱の早期発見・防止と教育的・福祉的対応が政策上の急務であることを主張した。しかし、州はマクマーチーの懸念に全面的には反応せず、彼女の主張もまた、州全体を巻き込むほどの影響力はもちえなかった。その要因としては、精神薄弱問題に対する一般市民の関心の低さ、財政的制約に加え、彼女の構想が同州の実情に合致していなかったことが挙げられる。

その後 1910 年代後半から 1920 年代になると、移民制限の強化等を含む社会情勢とも相まって、精神薄弱問題は社会衛生の観点から着目されるようになっていく。さらに 1920 年代から 1930 年代には、カナダでも精神薄弱問題解決の有効な手段として断種が主張されるようになる。オンタリオ州でも議会において断種法の制定が議論の俎上に載せられたが、一方で同州には精神薄弱脅威論に対する批判的な立場も一定レベルで存在しており、断種法もまた否決されることとなる。

一方、施策の実態という観点からみると、19 世紀後半における最初の精神薄弱者施設の設立にはじまり、その後、年齢、障害の程度等を根拠としながら、徐々に精神薄弱者処遇は施設における福祉的処遇と公立学校補助学級における教育の提供とに機能分化していくことになる。施設と補助学級は、いずれも 1930 年代までにはそれぞれの実態のなかで社会との関係を模索するようになっていったが、この時期までに成立した精神薄弱者政策の基本体系こそ、理念的・方法論的・人的に第二次世界大戦後のカナダに引き継がれていく基盤となったのである。

審査の結果の要旨

(批評) 本研究は、独立国家としての出発を果たした 19 世紀後半から 20 世紀前半のカナダを対象として、精神薄弱者の存在と処遇はいかにして社会問題として成立したのか、またその後、精神薄弱者にかかわる議論と政策はいかに展開したのか、さらに精神薄弱問題の議論と処遇の中枢を担ったのは誰であり、その主張と実態の背景にはいかなる要因が存在したのかを究明したものである。現地に点在する膨大な一次資料を丹念に整理し、その分析をふまえながら、当時同国がおかれていた国際的位置、とりわけ米英両国による影響と両国との異同なども意識することで、史資料には直接書かれていない背景的要因をも丁寧に、しかし抑制された筆致で掘り起こしている。

本研究が描出したカナダは、多様性の受容と尊重を重視する現代カナダのいわば萌芽に相当する部分であり、同国がときに時代の情勢や他国の影響を受けながら、モザイク的にはあるがカナダ独自の思想と政策を準備していく初期段階が解明されている。近接する他機関や他領域、すなわち教育においては通常学級との関係、あるいは施設については当時、精神薄弱者が措置されていた精神薄弱専門施設以外の施設との関係等については、やや究明が弱い、今後の研究に期待したい。

以上のことから、本論文は、カナダ障害者福祉史において新たな知見を示しているだけでなく、今日の同国における障害者施策を理解するうえでも重要な示唆を与えている点で貴重な成果であり、博士の学位にふさわしい論文であると考えられる。

平成 26 年 7 月 9 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。